

富山市ガラス作家独立支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山市補助金等交付規則（平成17年富山市規則第36号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、富山市ガラス作家独立支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 市長は、富山市で研鑽を積んだガラス作家が市内において創作活動を行うことを支援するため、ガラス作家が個人工房を開設するための設備投資を行うことに對し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ガラス作家 ガラスを素材として用いて花瓶や食器などの日用品、小物、アート作品を制作する工芸家をいう。
- (2) 個人工房 ガラス作家が自らの創作活動を行うための設備を備えた自ら所有する制作拠点をいう。

(補助対象者)

第4条 補助の対象となる者は、次の各号の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市税を滞納していないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。
- (3) 富山市内に個人工房を新たに設置し、創作活動を行おうとするガラス作家。
- (4) 富山ガラス造形研究所の卒業生若しくは教員として勤務したことのあるガラス作家又は富山ガラス工房にスタッフとして勤務したことのあるガラス作家。

(補助対象事業)

第5条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 個人工房開設物件取得事業
- (2) 創作設備取得事業

(補助対象経費)

第6条 補助の対象となる補助対象経費の区分、補助率及び補助上限額は、別表に定めるとおりとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、富山市ガラス作家独立支援事業補助金

交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第 2 号）
- (2) 収支予算書（様式第 3 号）
- (3) 設計図書・図面等
- (4) 設備仕様書・配置図

（交付の決定）

第 8 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、補助金の交付を決定し、富山市ガラス作家独立支援事業補助金交付決定通知書（様式第 4 号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第 9 条 規則第 7 条第 1 項の規定により申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から 7 日以内に富山市ガラス作家独立支援事業補助金交付申請取下書（様式第 5 号）を市長に提出しなければならない。

（状況報告）

第 10 条 第 8 条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の遂行及び収支の状況について市長の要求があったときは、速やかに富山市ガラス作家独立支援事業補助金状況報告書（様式第 6 号）を市長に提出しなければならない。

（事業計画の変更等の承認）

第 11 条 補助事業者は、事業計画等の内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、富山市ガラス作家独立支援事業補助金変更交付（承認）申請書（様式第 7 号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により承認の申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めたときは、富山市ガラス作家独立支援事業補助金変更交付決定（承認）通知書（様式第 8 号）により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第 12 条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、完了後 10 日以内に富山市ガラス作家独立支援事業補助金実績報告書（様式第 9 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第 10 号）
- (2) 収支決算書（様式第 11 号）
- (3) 完成写真等

（補助金等の額の確定）

第 13 条 市長は、規則第 13 条の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、富山市ガラス作家独立支援事業補助金額確定通知書（様式第 12 号）により、

補助事業者に通知するものとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第14条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第13号）により、速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告があったときは、当該仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

（交付決定の取消し）

第15条 市長は、規則第15条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、富山市ガラス作家独立支援事業補助金取消決定通知書（様式第14号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第16条 市長は、規則第16条の規定により補助金の返還を命ずるときは、富山市ガラス作家独立支援事業補助金返還命令書（様式第15号）により、補助事業者に通知するものとする。

2 前項の規定により補助金の返還の請求を受けた補助事業者は、当該補助金を市長が定める期限までに返還しなければならない。

（財産の処分の制限）

第17条 取得財産等のうち規則第18条第2号の市長が定める機械及び重要な器具は、取得価格又は効用の増加額が80万円を超える機械及び重要な器具とする。

2 財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、市長が別に定める期間とする。

3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ、富山市ガラス作家独立支援事業補助金財産処分承認申請書（様式第16号）を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

4 市長は、補助事業者が市長の承認を受けて財産を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

（補助金の経理）

第18条 補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和7年9月1日から施行する。

(廃止期日)

第2条 この要綱は、令和13年3月31日をもって廃止する。ただし、要綱第15条、第16条、第17条及び第18条の規定については、要綱の廃止後も、なおその効力を有する。

別表（第6条関係）

補助対象経費	内容	補助率	補助上限額
個人工房開設物件 取得事業 (物件購入費・リフォーム費用)	個人工房を開設するための土地又は建物を取得する費用、取得した建物の改修費用を対象とする。ただし、建物のうち創作活動に使用しない部分は対象としない。	1/2以内 (千円未満切り捨て)	3,000 千円
創作設備取得事業 (創作設備導入費用)	創作活動に使用する溶解炉、グローリーホール及び徐冷炉の取得費用を対象とする。この場合において、運搬及び設置に係る費用を対象とする。		